

2024年10月 No.211

インドネシア ゴールデンビザ

弁護士 前川 陽一

1. ゴールデンビザによる投資家誘致合戦

「ゴールデンビザ」とは、外国人に対して一定額の投資を条件として長期間の在留資格を与える査証制度の通称であり、投資家による直接投資や富裕層による不動産購入の誘致等を目的として多くの国々で実施されているところである。東南アジアにおいては、シンガポールでは Global Investor Programme (2004年)、マレーシアでは Premium Visa Programme (2022年)、タイでは Long-Term Resident Visa (2022年)、カンボジアでは Cambodia My 2nd Home (2022年) と呼ばれる制度が導入されている。投資額等のゴールデンビザの取得要件、ゴールデンビザによる在留期間、その他ゴールデンビザ保有者に付与される優遇措置は国によって異なるが、個人投資家にとって魅力的な制度とすべくそれぞれに工夫を凝らし、外国人富裕層による投資の呼び込みを図っている。

2. インドネシアにおけるゴールデンビザの導入

インドネシアのジョコ・ウィドド大統領は、2024年7月25日、ゴールデンビザの正式導入を発表する記念式典を行い、サッカーのインドネシア代表監督を務めているシン・テヨン氏(韓国籍)にゴールデンビザを授与した。インドネシアのゴールデンビザは、法務人権省令2023年第22号に基づき、すでに昨年8月から導入され、米国 Open AI 社の CEO サム・アルトマン氏が最初の受給者となっている。「正式導入」に法的な意味合いはなく、セレモニータン的な対外発表の色彩が強い。法務人権省は、この記念式典の時点ですでに300名に上るゴールデンビザの申請があり、総額約2兆ルピア(約200億円)の投資を受けたと発表した。

3. インドネシアのゴールデンビザの概要

法務人権省令2023年第22号(法務人権省令2024年第11号により一部改正)は、ゴールデンビザの支給対象者、取得要件、在留期間、優遇措置等を定めている。同省令によれば、ゴールデンビザは、暫定滞在ビザ、暫定滞在許可(ITAS)、定住許可(ITAP)、及び再入国許可により構成される。

ゴールデンビザは、資本投資、家族の再会、元インドネシア国籍保有者及びその子孫の帰還、又はセカンドホームを目的とする者を対象とし、5年又は10年の在留期間が認められる。

資本投資に関しては、会社設立を目的とする個人投資家、会社設立を目的としない個人投資家、外国企業がインドネシアに子会社を設立する場合における当該子会社の取締役又はコミサリス(但し、1社につき10名まで)、及びインドネシアに子会社を設立する外国親会社の代表者(但し、1社につき1名まで)が対象となり、ゴールデンビザ取得に必要な投資額の要件はそれぞれ以下のとおりである。

| 対象者 | 在留期間 | 投資額要件 |
|--|------|---|
| 会社設立を目的とする個人投資家 | 5年 | 設立する会社に対する250万米ドル以上の投資 |
| | 10年 | 設立する会社に対する500万米ドル以上の投資 |
| 会社設立を目的としない個人投資家 | 5年 | 35万米ドル以上のインドネシア国債、インドネシア国内の上場企業株式又は投資信託の購入 |
| | 10年 | 70万米ドル以上のインドネシア国債、インドネシア国内の上場企業株式若しくは投資信託の購入、又は100万米ドル以上のマンションの購入 |
| 外国企業がインドネシアに子会社を設立する場合における当該子会社の取締役又はコミサリス | 5年 | 設立する子会社に対する2,500万米ドル以上の投資 |
| | 10年 | 設立する子会社に対する5,000万米ドル以上の投資 |
| インドネシアに子会社を設立する外国親会社の代表者 | 5年 | 設立する子会社に対する2,500万米ドル以上の投資 |
| | 10年 | 設立する子会社に対する5,000万米ドル以上の投資 |

セカンドホームに関しては、国有銀行に対する13万米ドル以上の預金又は100万米ドル以上のマンションの購入を要件として、5年又は10年の在留期間が認められるものとされている。インドネシアでは、ゴールドンビザの導入に先立つ2022年にセカンドホームビザが新設されており、国有銀行に20億ルピア（約2,000万円）の預金があることがその取得要件とされていた。今般のゴールドンビザの導入に伴い、かつてのセカンドホームビザはゴールドンビザのカテゴリーの一つとして再編されたものと見られる。

セカンドホームのサブカテゴリーに世界的著名人（global figure）という項目が設けられている。上述した預金やマンション購入の要件は課されず、インドネシア政府が特に推薦した外国人に対して5年又は10年の在留期間を認めるものとなっている。ゴールドンビザの事例として大きく報道されたサム・アルトマン氏やシン・テヨン氏に対しては、この枠組みの下で支給されたものと推察される。

ゴールドンビザ保有者に対しては、出入国手続時における優先レーンの利用、及び入国管理局その他関係当局における優先的取扱い（但し、取扱いの具体的な内容は法令上明記されていない。）という優遇措置が与えられるが、現時点では免税措置等の税制上の特典は認められていない。

4. おわりに－ゴールドンビザの光と影－

東南アジア諸国で近年導入が相次ぐゴールドンビザであるが、資金洗浄等の組織犯罪への悪用や住宅価格の高騰等の市民経済への悪影響の懸念から欧州では廃止する動きも見られている。インドネシア政府には、制度の透明性と健全性を確保しつつ、インドネシアに対する投資の機運を盛り上げていく施策が望まれるところである。

[執筆者]



前川 陽一（長島・大野・常松法律事務所 IM & Partners in association with Nagashima Ohno & Tsunematsu 弁護士 カウンセル）

yoichi_maekawa@noandt.com

1998年東京大学法学部卒業。2006年東京大学法科大学院修了。2007年弁護士登録（第一東京弁護士会）。ジャカルタの業務提携先法律事務所に3年間駐在し、日本企業のインドネシア進出及び投資、進出後の労務問題、危機管理等に関して豊富な経験を有する。2019年から2023年までのシンガポール・オフィスでの執務を経て、2024年1月からジャカルタ・オフィス（IM & Partners in association with Nagashima Ohno & Tsunematsu）を拠点として、日本企業のインドネシアにおけるJV案件、M&A案件、不動産取引、既進出企業の現地での日々のオペレーションに伴う法務面のアドバイスを行っている。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約600名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

(*提携事務所)

[当事務所の海外業務に関する詳細はこちら](#)

NO&T Asia Legal Update ～アジア最新法律情報～の配信登録を希望される場合には、[<https://www.noandt.com/newsletters/nl_asia_legal_update/>](https://www.noandt.com/newsletters/nl_asia_legal_update/)よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、[<newsletter-asia@noandt.com>](mailto:newsletter-asia@noandt.com)までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませ。よろしくお願いいたします。